平成２４年（フ）第３５９号
愛媛県松山市保免中３丁目４番16号　スカイピア保免202号、開始決定時の住所愛媛県松山市空港通７丁目２番６号
破産者　山下　喜美
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６号
高知県土佐市蓮池2692番地５　蓮池コーポⅠ303号
破産者　笹岡　　一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
長崎県諫早市福田町511番地
破産者　桑原　重明
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
山口市大内御堀2867番地１　大内御堀マンション101号
破産者　矢田部理恵
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福岡県大牟田市本町４丁目12番地３　ル・グラン本町401号
破産者　服部　慎也
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目14番５号　メゾンｗｉｓｈ101号
破産者　立石　勇二
1　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午前11時
平成25年10月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６０１号
札幌市厚別区厚別西５条５丁目１番36号　第51松井ビル201号
破産者　東　　誠一
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成25年12月11日午前10時
平成25年11月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５号
広島市佐伯区八幡１丁目３番19号
破産者　谷口　英子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
2　一般調査期日　平成26年１月29日午後２時30分
平成25年11月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０６号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町42―３、住民票上の住所京都市上京区御前通下立売上る３丁目東入三助町281番地27
破産者　マコハウスこと　久住　誠吾
1　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
2　一般調査期日　平成26年３月12日午前10時10分
平成25年11月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３２号
山口県下松市大字東豊井1383番地、前住所山口県下松市駅南１丁目１番17号
破産者　有限会社山数
異議申述期間　平成25年12月９日まで
平成25年11月７日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１２９号
兵庫県神戸市垂水区多聞台２丁目11番10―103号、開始決定時の住所山口県美祢市豊田前町麻生下10
破産者　吉田　記代
異議申述期間　平成25年12月10日まで
平成25年11月７日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８６号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　五十嵐管理株式会社
代表清算人　山本　良雄
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋１丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング
清算特定目的会社　京都駅南開発特定目的会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　清算特定目的会社につき特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０７１号
東京都豊島区東池袋１丁目27番８号
清算株式会社　株式会社ケイアイコーポレーション
代表清算人　松村　正哲
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
2　弁済における端数の切り捨て
弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　各協定債権者は、協定債権のうち、特別清算手続開始決定日以後の利息及び遅延損害金について、本協定認可決定確定日に全額免除する。
2　特別清算会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、換価代金から第３の共益的及び優先債権並びに必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて、按分して弁済する。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第２項の弁済後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　共益的及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部